特別養護老人ホーム 第二梨ノ木園 利用料金表

施設利用に要する費用は介護度によって異なりますが、①介護サービス費は原則1割負担、②居住費、③食費は原則全額負担であり、月額の目安は以下のとおりです。　R5/4/1～

（①介護サービス費及びそれに加算される費用は、1単位＝10.14円で計算します。）

	利用者負担段階	①介護サービス費（単位/日）	共通加算	②居住費（日額）	③食費（日額）	月額（円）（31日で計算）1割負担	月額（円）（31日で計算）2割負担(上段) 3割負担(下段)
介護度5	第4段階	847	右表☆☆入所者に共通して加算される費用	855	1,560	108,228	141,592
	第3段階②			370	1,360	86,993	
	第3段階①			370	650	64,983	
	第2段階			370	390	56,923	174,955
	第1段階			0	300	42,663	
介護度4	第4段階	780		855	1,560	105,857	136,849
	第3段階②			370	1,360	84,622	
	第3段階①			370	650	62,612	
	第2段階			370	390	54,552	167,841
	第1段階			0	300	40,292	
介護度3	第4段階	712		855	1,560	103,044	132,035
	第3段階②			370	1,360	81,809	
	第3段階①			370	650	59,799	
	第2段階			370	390	51,739	160,621
	第1段階			0	300	37,479	
特定入所者 介護度2	第4段階	641		855	1,560	100,937	127,009
	第3段階②			370	1,360	79,702	
	第3段階①			370	650	57,692	
	第2段階			370	390	49,632	153,082
	第1段階			0	300	35,372	
特定入所者 介護度1	第4段階	573		855	1,560	98,530	122,196
	第3段階②			370	1,360	77,295	
	第3段階①			370	650	55,285	
	第2段階			370	390	47,225	145,861
	第1段階			0	300	32,965	

※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。

※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

※ 利用料料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

☆☆入所者に共通して加算される費用（①に加算される1割負担の額）

加算項目	内容	単位/日
日常生活継続支援加算Ⅰ	重度要介護者に対応する体制	36
看護体制加算Ⅰイ	常勤看護師を1名以上配置	6
看護体制加算Ⅱイ	看護職員を基準人数より多く配置	13
夜勤職員配置加算Ⅲイ	医療ケアに対応し、基準人数より1名多く配置	28
栄養ケアマネジメント強化加算	栄養ケア計画に基づいた栄養管理	11
科学的介護推進体制加算Ⅱ	多職種によるPDCA確立	月 50
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総利用単位数の8.3%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算	1ヶ月の総利用単位数の2.7%を加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の総利用単位数の1.6%を加算	

☆該当者のみ加算される費用（①に加算される1割負担の額）

加算項目	内容	単位/日	単位/月
初期加算	入所後30日間算定	30	―
安全対策体制加算	新規入所時のみ1回算定	―	20
外泊加算	月に6日間まで(月またぎ最大12日間)	250	―
外泊、入院時は介護サービス費に代えて外泊加算、居住費を算定します			
看取り介護加算Ⅰ	死亡した日	1280	―
看取り介護加算Ⅰ	死亡日の前日と前々日	680	―
看取り介護加算Ⅰ	死亡日4日前から30日前	144	―
看取り介護加算Ⅰ	死亡日31日前から45日前	72	―
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症ケアにおける指導職員を配置	3	―
排せつ支援加算Ⅰ	排泄障害改善に向けた個別支援	10	―
排せつ支援加算Ⅱ	排泄障害改善達成	15	―
個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練計画書に基づいた機能維持	12	―
個別機能訓練加算Ⅱ	機能訓練実施のためのPDCA活用	20	―
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生高リスク者への個別支援	―	3
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡発生を計画に沿って実行	―	12
ADL維持加算Ⅰ	自立支援・重度化防止への取り組み	―	30
ADL維持加算Ⅱ	自立支援・重度化防止強化	―	60
自立支援促進加算	医師の関与のもと多職種連携	―	300

☆その他の料金（①から③以外の料金）

項目	料金	備考	
預り金管理料	1,000円（月額）		毎月の施設利用料と一緒に請求します
持ち込みテレビ使用料	1,000円/月額（40円/日）	複数利用でも最大1,000円	
電気毛布等熱電源使用料	500円/月額（20円/日）		
コピー代	10円	白黒・1枚あたり	
理髪代、予防接種代 行事･クラブ活動の費用	実費	業者等の定めた金額 その都度請求します	

社会福祉法人伊賀市社会事業協会
特別養護老人ホーム 第二梨ノ木園
〒518-0032 伊賀市朝屋７３１番地
電話.FAX　0595-24-3030